

第36回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2022年3月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

コングレスクエア日本橋
2階 コンベンションホールA・B



株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、
あらかじめご了承ください。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期（2021年12月期）は、引き続き新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響、及び建造工事や当社グループが所有する老朽化した洋上設備の修繕工事の遅れ等を受け、3期連続の赤字決算となりました。

このような状況に鑑み、期末配当をやむなく無配とさせていただきます。

株主の皆様には多大なご迷惑、ご心配をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

一方で、当社は、FPSOをはじめとする浮体式の海洋石油・ガス生産設備の設計・資材調達・建造・据付に加え、設備のリース、及び操業まで一貫して手掛け、顧客である石油会社に対し、石油・ガスの生産というトータルサービスを提供することができる屈指の企業として、世界でも業界におけるトップとしての地位を確立しつつあります。

国際的に脱炭素化の機運が急速に高まる中、今後、日本で唯一の海洋開発専門企業である当社が持続的成長を実現していくためには、早期の黒字転換達成は当然ながら、カーボン・ニュートラルの要請に応えるべく、FPSOのゼロエ

ミッション化への努力を継続し、新事業領域開拓による事業ポートフォリオの最適化が重要であるとの認識のもと、引き続き当社グループの総力を結集してまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

2022年3月



代表取締役社長

金森 健

第36回 定時株主総会招集ご通知 目次

招集ご通知	1	連結財政状態計算書	36
株主総会参考書類	4	連結損益計算書	37
事業報告	17	貸借対照表	38
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項	17	損益計算書	39
Ⅱ 会社の株式に関する事項	26	連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	40
Ⅲ 会社役員に関する事項	28	会計監査人監査報告書謄本	42
Ⅳ 会計監査人の状況	32	監査役会監査報告書謄本	44
Ⅴ 会社の体制及び方針	32		
Ⅵ 株式会社の支配に関する基本方針	35		

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号
三井海洋開発株式会社
代表取締役社長 金 森 健

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会について慎重に検討いたしました結果、適切な感染拡大防止策を実施のうえ、開催させていただくことといたしました。株主の皆様には、安心・安全の観点から、極力、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場はお控えいただくことをお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月28日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 **2022年3月29日（火曜日）午前10時**
(受付開始時刻は、午前9時を予定しております。)
- 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールA・B
- 目的事項
報告事項
 - 第36期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第36期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

*** 株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。**

株主総会招集手続に関するその他の事項

1. ウェブ開示について

連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.modec.com/jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が独立監査人の監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部になります。また、本招集ご通知の添付書類に含まれる事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部になります。

2. ウェブ修正について

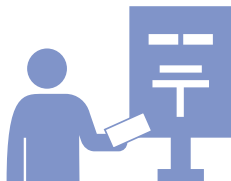
株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類又は計算書類において、修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.modec.com/jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

3. 国際財務報告基準（IFRS）の適用及び表示通貨について

当社の連結業績は、当期末より従来の日本基準に替えて国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。また、表示通貨につきましても従来の日本円に替えて米ドルとしております。

事前の議決権行使についてのご案内

書面にて行使いただく場合

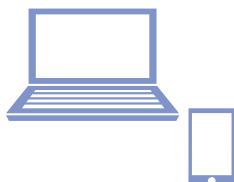


行使期限 2022年3月28日（月曜日）午後5時40分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネット等にて行使いただく場合



行使期限 2022年3月28日（月曜日）午後5時40分まで

インターネット等により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト | <https://www.web54.net>
アドレス

▶ スマート行使による議決権行使のご案内については同封のリーフレットをご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

- ・ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・ インターネットと議決権行使書用紙により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。また、インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。
- ・ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- ・ パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ先ください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル**

電話

0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～21:00）

②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ先ください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

電話

0120-782-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部が変更箇所であります。）

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第15条（株主総会資料の電子提供）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>（附則）</p> <p>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（株主総会資料の電子提供）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役9名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役7名を含む、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における 地位及び担当	2021年度 取締役会出席状況	
1	かな もり 金 森 健	たけし	再 任	代表取締役社長 指名・報酬委員	19/19回 (100%)
2	たか の やす ひろ 高 野 育 浩		新 任	常務執行役員 CFO (Chief Financial Officer)、 人事部担当、人事部長	—
3	いま いずみ かつ ゆき 今 泉 勝 行		新 任	常務執行役員 MII社 President & CEO、 Head of Project Development	—
4	おか りょう いち 岡 良 一		新 任	社外取締役	—
5	わか な こう いち 若 菜 康 一		新 任	社外取締役	—
6	あい きょう しげ のぶ 相 京 重 信		再 任	社外取締役 独立役員	19/19回 (100%)
7	の だ ひろ こ 野 田 弘 子		再 任	社外取締役 独立役員	18/19回 (95%)
8	しら いし かず こ 白 石 和 子		再 任	社外取締役 独立役員	19/19回 (100%)
9	にし がい かず ひさ 西 海 和 久		再 任	社外取締役 独立役員	19/19回 (100%)
10	こ ばやし まさ と 小 林 雅 人		再 任	社外取締役 独立役員	15/15回 (100%)



◆ 所有する当社の株式数
9,300株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月	三井物産株式会社入社	2013年4月	三井物産株式会社常務執行役員 プロジェクト本部長
2005年10月	同社プロジェクト本部 プラントプロジェクト第一部長	2016年4月	同社専務執行役員中国総代表 兼三井物産（中国）有限公司 董事長・総経理
2007年8月	同社プロジェクト本部 プロジェクト開発第二部長	2018年3月	当社取締役副社長執行役員、 社長補佐
2009年10月	同社プロジェクト本部長補佐	2018年7月	CCO、法務部及びコンプライ アンスグループ担当
2010年3月	三井物産（上海）貿易有限公司 董事長・総経理	2019年3月	CCO及びコンプライアンスグ ループ担当
2011年4月	三井物産株式会社執行役員駐中国 副総代表兼三井物産（上海） 貿易有限公司 董事長・総経理	2020年4月	CCO、法務部及びコンプライ アンスグループ担当
2012年4月	同社執行役員プロジェクト本部長	2021年4月	当社代表取締役社長（現任）
2013年3月	当社社外取締役		

取締役候補者とした理由

大手総合商社の経営者として培った豊富な経験に加え、当社の業務執行全般に亘る監督、法務、及び、コンプライアンス等を担当してきた実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

 たか の やす ひろ
高 野 育 浩

◆ 生年月日 1957年12月25日生

新 任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2010年5月	当社経営企画部長
2004年4月	当社出向	2012年4月	当社理事 経営企画部長
2005年3月	当社業務部長 兼 経営企画室長	2013年4月	当社執行役員 経営企画部長
2006年7月	当社転籍	2016年4月	当社常務執行役員 CFO
2007年12月	当社経理部長 兼 経営企画室長	2021年4月	当社常務執行役員 CFO、 人事部担当、人事部長（現任）

取締役候補者とした理由

金融機関及び当社における経理・財務部門での業務経験により培われた卓越した専門知識に加え、これまでの当社の経理・財務部門を担当してきた実績を踏まえ、新たに取締役候補者となりました。

 ◆ 所有する当社の株式数
4,500株

 候補者
番号

3

 いま いずみ かつ ゆき
今 泉 勝 行

◆ 生年月日 1960年11月23日生

新 任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	五洋建設株式会社入社	2019年3月	当社執行役員 プロジェクト開発部 及びプロジェクト・ファイナンス 部担当 兼 MMS社
2003年2月	当社入社 石油開発事業部	2020年1月	当社執行役員 プロジェクト開発部 及びプロジェクト・ファイナンス 部担当
2012年4月	当社理事 MODEC International Inc. (MII) 出向	2021年4月	当社常務執行役員 MII社 President & CEO、Head of Project Development（現任）
2016年5月	当社理事 MODEC Management Services(Singapore) Pte. Ltd. (MMS) 出向		
2018年5月	当社理事 チャーター・オペ レーション部長 兼 MMS社		

取締役候補者とした理由

当社及び当社の関連会社において培ったプロジェクト管理に関する豊富な知識に加え、これまでの当社における事業活動を担当してきた実績を踏まえ、新たに取締役候補者となりました。

 ◆ 所有する当社の株式数
570株



◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月	三井造船株式会社（現 株式会社三井E&Sホールディングス）入社	2017年6月	同社取締役常務執行役員
2005年7月	同社機械・システム事業本部機械工場生産計画部長	2018年4月	株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長
2006年3月	同社機械・システム事業本部機械工場品質保証部長	2018年6月	株式会社三井E&Sホールディングス取締役退任、株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長執行役員
2011年1月	同社機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長	2019年4月	株式会社三井E&Sホールディングス社長、COO(最高執行責任者)、CISO(情報セキュリティ統括責任者)、経営企画部担当
2013年11月	同社機械・システム事業本部テクノサービス事業室サービスセンター長	2019年6月	同社代表取締役社長（現任）、監査部担当
2014年4月	同社理事、機械・システム事業本部テクノサービス事業室長	2019年11月	同社エンジニアリング事業管理室担当
2015年4月	同社執行役員	2020年1月	同社CEO（最高経営責任者）（現任）
2016年4月	同社機械・システム事業本部副事業本部長（産業機械担当）、同社テクノサービス事業室長	2021年4月	同社エンジニアリング事業管理室及び成長事業推進室担当（現任）
2017年4月	同社常務執行役員、機械・システム事業本部長	2022年4月	同社取締役会長（予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社三井E&Sホールディングスでの経営に携わり培った豊富な知識と経験、経営能力、及び機械システム等のエンジニアリング分野における豊富な業務経験に基づき、当社経営全般についてご助言いただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。

※ なお、岡 良一氏は、2022年4月1日に当社取締役に就任予定であります。

候補者
番号

5

わか な こう いち
若 菜 康 一

◆ 生年月日 1967年10月8日生

新任

社外取締役



◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月	三井物産株式会社入社	2015年4月	同社プロジェクト本部 プロジェクト開発第三部 部長
2008年4月	同社プロジェクト本部プロジェクト 開発第一部第二営業室 室長	2019年4月	Caitan SpA General Manager
2010年4月	同社プロジェクト本部環境・ 新エネルギー事業部第一営業 室 室長	2021年12月	三井物産株式会社プロジェクト本部 本部長補佐（現任）
2013年4月	同社プロジェクト本部環境・ 新エネルギー事業部 次長	2022年4月	同社執行役員 プロジェクト 本部長（予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手総合商社における豊富な業務経験、及び当社の事業に関連する実務知識に基づき、当社経営全般について、ご助言いただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。



◆ 所有する当社の株式数
2,800株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1972年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2011年4月	SMBC日興証券株式会社代表取締役会長
1999年6月	同行執行役員人事部長	2015年4月	同社顧問
2001年4月	株式会社三井住友銀行執行役員法人統括部長	2015年6月	橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2003年6月	同行常務執行役員本店第一営業本部長	2016年3月	当社社外取締役（現任）
2005年6月	同行常務取締役兼常務執行役員	2016年6月	三洋化成工業株式会社社外取締役
2006年4月	同行取締役兼専務執行役員株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員	2016年6月	株式会社ダイヘン社外取締役
2007年4月	株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員法人部門統括責任役員	2016年6月	SCSK株式会社社外取締役
2010年4月	日興コーディアル証券株式会社代表取締役会長	2016年6月	ニチコン株式会社社外取締役（現任）
		2019年6月	スターツコーポレーション株式会社社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社経営全般について大所高所よりご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

7

 の だ ひろ こ
野 田 弘 子

◆ 生年月日 1960年7月3日生

再 任

社外取締役

独立役員


 ◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年4月	港監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社	2007年9月	プロミネントコンサルティング株式会社代表取締役
1987年8月	プルデンシャル証券会社入社	2010年5月	プロビティコンサルティング株式会社設立 同社代表取締役（現任）
1990年3月	野田公認会計士事務所代表（現任）	2014年4月	亜細亜大学大学院 アジア国際経営戦略科非常勤講師（現任）
1992年8月	インドスエズ銀行（現クレディアグリコール銀行及び証券）入社	2019年3月	岡部株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2000年6月	カナダコマース銀行入社（同行東京支店、後CIBC証券会社東京支店）入社	2019年3月	当社社外取締役（現任）
2006年7月	株式会社ビジコム入社	2021年6月	エステー株式会社社外取締役（監査委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

外資系金融機関における経理部門及び経営コンサルタントとしての豊富な経験及び幅広い知見に基づき、当社経営全般について、客観的な見地から監督、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

8

しら いし かず こ
白石和子

◆ 生年月日 1951年8月18日生

再 任

社外取締役

独立役員

◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月	外務省入省	2015年6月	特命全権大使(女性・人権人道担当兼北極担当)
2001年2月	在アトランタ総領事館首席領事	2016年6月	外務省参与(北極担当大使)
2003年6月	外務省条約局国際経済協定室長	2016年10月	東京家庭裁判所調停委員(現任)
2004年9月	外務省総合外交政策局外交政策調整官	2017年6月	外務省参与任期満了
2005年10月	外務省経済局世界貿易機関紛争処理室長	2017年12月	2025国際博覧会招致特使
2007年4月	在ポーランド大使館公使参事官	2018年6月	SCSK株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
2012年1月	リトアニア駐箚特命全権大使	2019年3月	当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

官公庁で培った国際情勢に関する幅広い見識及び豊富な経験に基づき、当社経営全般について、客観的な見地から監督、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

9

にし がい かず ひさ
西海和久

◆ 生年月日 1950年7月29日生

再 任

社外取締役

独立役員

◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年4月	ブリヂストンタイヤ株式会社(現株式会社ブリヂストン)入社	2012年3月	同社代表取締役COO
2004年4月	同社製造技術開発本部長	2016年3月	同社取締役代表執行役COO
2005年1月	同社執行役員	2019年1月	同社取締役
2007年10月	同社常務執行役員	2019年3月	同社エクスターナル・アドバイザー(現任)
2008年3月	同社取締役常務執行役員	2020年3月	当社社外取締役(現任)
2010年3月	同社代表取締役専務執行役員		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手製造業での経営に携わり培った幅広い見識、経営手腕、及び生産技術、工場運営、販売等における豊富な業務経験に基づき、当社の経営全般についてご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役の候補者いたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

10

 こばやし まさと
小林 雅人

◆ 生年月日 1960年4月5日生

再 任

社外取締役

独立役員


 ◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 湯浅・原法律特許事務所（現 ユアサハラ法律特許事務所）入所	2003年2月	シティユーワ法律事務所 パートナー（現任）
1996年1月	湯浅法律特許事務所（現ユアサハラ 法律特許事務所）パートナー	2020年1月	月島機械株式会社社外監査役
1997年2月	日本オラル株式会社社外監査役	2020年6月	株式会社イーブックイニシアティブ ジャパン社外取締役（現任）
1997年7月	平川・佐藤・小林法律事務所 （現シティユーワ法律事務所） 開設 パートナー	2020年12月	株式会社日本共創プラットフ ォーム社外監査役（現任）
		2021年3月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見に基づき、当社経営全般について、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 当社は株式会社三井E&Sホールディングスの持分法適用会社であり、同社の業務執行者である候補者及び過去10年間に業務執行者であった候補者の同社における地位及び担当は、上記の「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
2. その他の取締役候補者と当社に特別な利害関係はありません。
3. 現任の社外取締役に関する当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、相京重信氏は6年、野田弘子及び白石和子の各氏は3年、西海和久氏は2年、小林雅人氏は1年となります。
4. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約について
 当社は、相京重信、野田弘子、白石和子、西海和久及び小林雅人の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、上記各氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、新たに岡良一氏及び若菜康一氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 相京勝則氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任しますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、高村義裕氏は相京勝則氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の規定により、辞任される監査役の任期が満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者

たか むら よし ひろ
高 村 義 裕

◆ 生年月日 1961年9月30日生

新 任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行	2013年6月	当社入社 財務部 次長
2002年12月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 監査部 グループ長	2013年10月	当社財務部長
2008年3月	マニュファクチャラーズ銀行出向、同行 Executive Vice President 経営企画部長	2020年4月	当社理事 財務部長
		2020年5月	当社理事 内部監査部長
		2021年4月	当社理事 内部監査部長 兼 監査役室長（現任）

◆ 所有する当社の株式数
705株

監査役候補者とした理由

金融機関及び当社における監査業務の経験に基づく事業活動や経営全般にわたる見識を活かし、客観的な見地から監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、新たに監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 上記の監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役との責任限定契約について
当社は、各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、高村義裕氏との間で当該責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

各項目	選定理由
企業経営	取締役会に期待される経営を監視する役割を果たすため、企業経営に関する知識・経験を有することが必要である。
国際経験	当社の事業は海外の石油開発会社を主な顧客とし、売上もほぼ100%を海外で計上していること、いわゆるバリューチェーンをグローバルに構築していることから、国際経験を有することが必要である。
法務・コンプライアンス	顧客や委託先との交渉は複雑多岐にわたることから、リスク管理の観点からも契約実務、各国法規に関する知識・経験を有することが必要である。
財務・経理・税務	確かな財務報告の作成により経営の健全性を監視することはもちろん、リスク管理の観点からも財務・経理・税務に関する知識・経験を有することが必要である。
内部統制・ガバナンス	適切なガバナンス体制の構築は持続的な成長の基盤であり、グローバルに展開する子会社に対する監督機能を発揮する上でガバナンスに関する知識・経験を有することが必要である。
人事・人材開発	能力を最大限に発揮するため、ダイバーシティの推進を含む人事・人材開発に関する知識・経験を有することが必要である。
ESG	これまでの石油・ガス業界に関わる事業に加え、将来の脱炭素の潮流に乗り遅れることのないよう、イノベーションや新たな事業への取り組みを行う基盤となる視点を有することが必要である。

(ご参考) スキルマトリックス [株主総会終了後の予定]

氏名	現任/ 再任/ 新任	社外・ 独立性	役員が有する知識・経験						
			企業経営	国際経験	法務・ コンプライアンス	財務・ 経理・税務	内部統制・ ガバナンス	人事・ 人材開発	ESG
取締役	金森 健	再任	○	○	○		○		
	高野 育浩	新任	○	○		○		○	
	今泉 勝行	新任	○	○	○				○
	岡 良一	新任	社外	○	○		○		○
	若菜 康一	新任	社外	○	○		○		○
	相京 重信	再任	独立社外	○			○	○	
	野田 弘子	再任	独立社外	○	○		○	○	
	白石 和子	再任	独立社外	○	○		○		○
	西海 和久	再任	独立社外	○	○		○		
監査役	小林 雅人	再任	独立社外	○	○	○		○	
	高村 義裕	新任		○	○		○	○	
	加藤 順弘	現任	独立社外		○		○	○	
	藤田 利彦	現任	独立社外			○	○	○	
	安間 匡明	現任	独立社外		○		○	○	○

社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社及び当社の子会社、関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者又は過去10年間に
おいて当社グループの業務執行者であった者
2. 過去10年間に於いて当社の現在の主要株主及びその連結子会社の取締役、監査役、業務執行者であった者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
5. 当社又はその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の
専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所
等々の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
7. 当社グループから多額の寄付を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場
合は、当該団体の業務執行者）
8. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
9. 上記3から8のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
10. 上記1から8までのいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の
親族
11. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に
判断される事情を有している者

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞により、企業業績の悪化や個人消費の落ち込みなど、厳しい経済環境となりましたが、年後半には、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で持ち直しの動きが見られました。世界経済も同様に、新型コロナウイルス感染症の全世界的蔓延の影響により経済活動の停滞が継続し、厳しい状況で推移したものの、年後半には総じて持ち直しの動きが見られました。

原油価格は、その時々的情勢により上下することはあったものの、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の進展により経済活動が徐々に正常化に向かい、需要回復期待が強まったことや、OPECプラスによる協調減産などの影響もあり、1バレル50米ドルから80米ドル前後で推移しました。こうした環境下、世の中の脱炭素の流れは避けられないものの、安定したエネルギー供給を維持する観点から、石油会社による一定の深海油田開発プロジェクトは継続すると見られ、当社グループの主要事業である浮体式海洋石油・ガス生産設備に関する事業は、当社グループが強みを持つ超大水深大型プロジェクトにおいて、今後も安定した成長が期待されます。

しかしながら、当社グループを取り巻く事業環境は、脱炭素化、再生可能エネルギーの更なる普及、デジタル技術の進化など大きく変化しています。当社グループではこうした事業環境の変化を確実に捉え、既存事業で確実に収益を確保しつつ、浮体式洋上風力発電、環境に配慮したFPSOの開発、デジタルソリューション事業、海底資源開発など、将来の収益源の育成を着実に進めてまいります。

こうした状況のもと、当期の連結業績は、FPSO建造プロジェクトの新規受注等により、受注高は2,902,771千米ドル（前年比7.8%減）となりました。売上収益はFPSO建造工事の進捗により3,899,748千米ドル（前年比42.5%増）となりました。

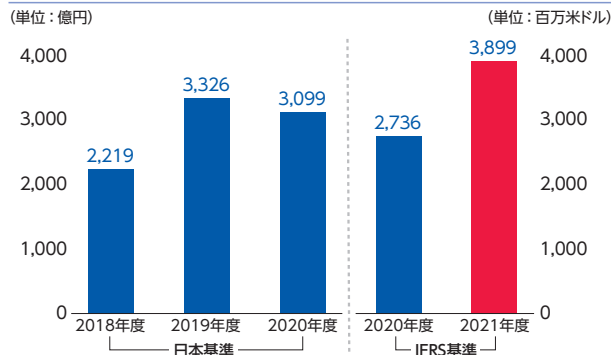
利益面では、大型建造工事の収益認識開始に伴う利益の増加要因があった一方、前年度から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大による建造工事の収益率の低下や、進捗の遅れ等によりプロジェクト実施計画の変更を余儀なくされ、それに伴い追加費用が生じたことで、工事採算が悪化しました。また、ブラジルにてチャーターサービスを提供するFPSOにおいて、機器の不具合等により操業停止が続いたことや、追加的な修繕費用が発生したことにより多額の損失が発生したことで、営業損失は317,552千米ドル（前年度は営業損失138,321千米ドル）となりました。

以上から、採算悪化影響を受けたFPSOを保有する持分法適用会社向けの貸付金に対しても引当金を計上することとなり、親会社の所有者に帰属する当期損失は363,975千米ドル（前年度は親会社の所有者に帰属する当期損失131,907千米ドル）となりました。

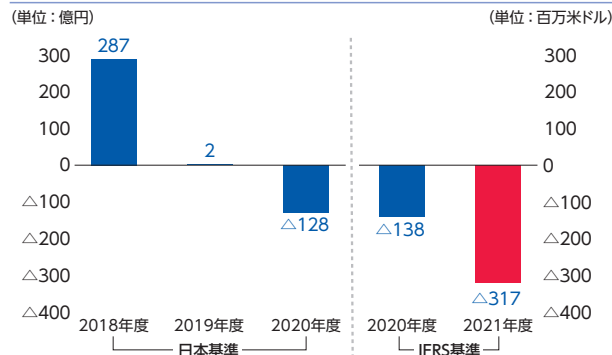


連結業績の状況

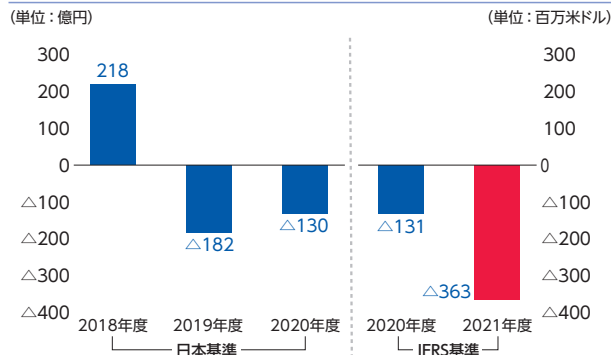
連結売上高／連結売上収益



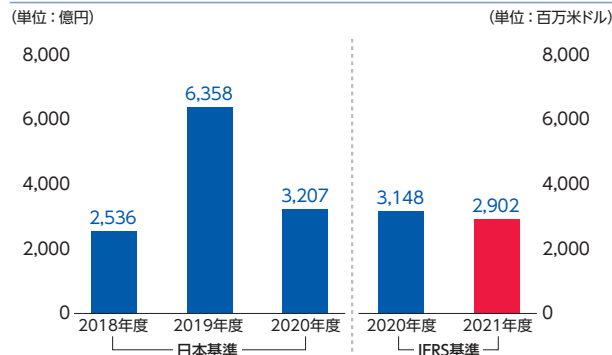
連結経常利益(又は損失)／連結営業利益(△損失)



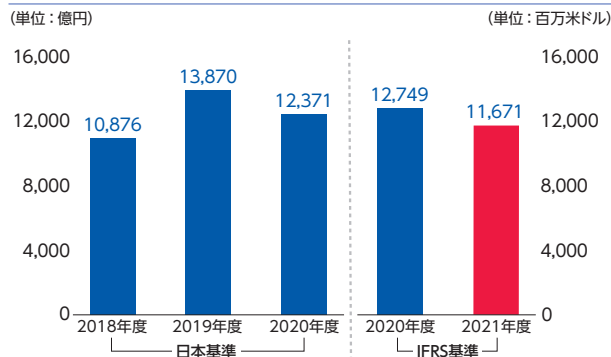
親会社株主に帰属する当期純利益(又は損失)／親会社の所有者に帰属する当期利益(△損失)



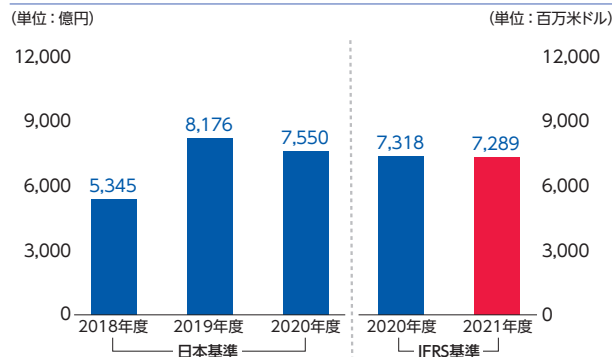
連結受注高



連結受注残高



持分法適用関連会社の「リース、チャーター及びオペレーション」に関する、当社持分相当の受注残高



2020年度以降、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、グローバルに事業を展開する当社グループは業績面で大きな影響を受けており、手元流動性を確保し経営の安定化に備えることが現時点での最重要課題であるとの判断に至りました。そのため、誠に遺憾ながら当期の期末配当については無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、22,967千米ドルで、その主なものはデジタルイゼーション開発費用であります。

3. 資金調達の状況

当期に実施いたしました投資等の所要資金は、自己資金、銀行借入及び米ドル建社債により調達いたしました。

4. 事業の譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

5. 対処すべき課題

オイルメジャー・国営石油会社等の石油開発会社は、新規の原油・天然ガス田の確保に向けて、当面一定の深海油田開発は継続すると見られ、当社グループの主要事業であるFPSO等のリース、チャーター及びオペレーション事業も、当社グループが強みを持つ超水深大型プロジェクトにおいては、今後も安定した成長が期待されます。当社グループは、これまで積み上げてきた多くのプロジェクト遂行実績を基に、更なるコスト競争力の強化、高付加価値のFPSO開発による差別化に努め、受注機会の増加に向けた取り組みを進めております。また、気候変動や地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出削減を目的とした取り組みが進み、化石燃料需要の減少により長期的には石油開発企業の化石燃料関連への投資抑制や事業内容の変更が予測されております。事業環境の変化に対し当社の対応が遅れた場合には、当社グループの事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。



新型コロナウイルス感染症の拡大は当社業績に引続き大きな影響を及ぼしております。建造工事においては工事従事者の移動制限や機器調達の遅れ等によりプロジェクトの進捗が遅れ、一部の工事の採算性が悪化しております。船齢の高いFPSO等に対して行われている大規模修繕においては感染者の発生により乗船人員数が制限されたため遅れが生じ、工期及びそれに伴う操業停止期間が大幅に延長する例が見られております。操業停止中は、収入が計上されないことから、チャーター及びオペレーションサービスに関する損益が悪化しております。

今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明な中、感染拡大の長期化がさらに当社グループの収益確保及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある状況下、建造工事に関してはプロジェクトスケジュールの延長を含む工程の見直しを進めており、それにより見込まれる将来追加費用については、会計上の費用計上を行っております。また、オペレーションに関しては乗組員に対する自主隔離・検疫実施、乗船前の検査実施といった措置を行う等感染拡大に伴うリスクの最小化を図っております。

長引く新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響及び建造工事や当社グループが所有する老朽化したFPSO等の修繕工事の遅れ等を受け、当社グループは3期連続の赤字決算となりました。収益力の改善・強化を早急に達成することが喫緊の最重要経営課題であります。グループ内の内部統制についても改善していく必要があると認識しております。建造、操業、リースに至るまでの全FPSO事業全体の管理体制の再構築及び強化を行うとともに、適切かつ強固な内部統制の構築にも努めてまいります。

2021-2023 中期経営計画

当社は、サステナブルな社会の実現に貢献することを当社の長期ビジョンとして描くとともに、「本業の収益力徹底強化」、「新規事業の研究開発・育成への投資」及び「環境・社会的要請への取組」という3つの中長期戦略の実現を目指します。2021年からの3カ年の経営計画である「2021-2023 中期経営計画」においては、重要テーマとして①アセット・インテグリティの改善、②デジタルイゼーション戦略推進、③研究開発：FPSOに次ぐ将来の収益源の育成、④環境・社会的要請への取り組みの4つを設定し、これらの目標の達成のため、必要なリソースを確保しつつ、当社グループが一体となり、総力を挙げて取り組んでおります。



- ・アセット・インテグリティの改善：

船齢が上昇している初期ブラジル船の集中メンテナンス及び継続的なアセット・マネジメントにより、安全に石油・ガスを生産し続ける為のトータルサービス提供に注力いたします。昨年より集中メンテナンスを開始しており、現在も継続中です。

- ・デジタルライゼーション戦略推進：

「更なるFPSO操業の効率化」、「操業から上流工程へデジタル適用領域拡大」及び「デジタルソリューション事業の立ち上げ」をデジタル戦略の柱として事業モデルを進化させます。昨年、シンガポール及びブラジルを拠点としてデジタル事業会社を設立いたしました。

- ・研究開発：

FPSOに次ぐ将来の収益源の育成に向け、独自の浮体構造及び係留技術（TLP）を活用した浮体式洋上風力発電装置事業化への取り組みを加速させ、環境配慮型のFPSOの開発を推進し、また次世代のエネルギーとして期待される海底資源（メタンハイドレート）の回収技術開発を進めます。特に、浮体式洋上風力発電装置については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の公募案件である「グリーンイノベーション基金事業」に採択されました。

- ・環境・社会的要請への取り組み：

国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals (SDGs)）が掲げる17の目標のうち、当社が最も貢献できると考える以下の5つの目標を選定し、達成に向け重点的に取り組みを推進しております。



目標5、「ジェンダー平等を実現しよう」



目標8、「働きがいも経済成長も」



目標14、「海の豊かさを守ろう」



目標7、「エネルギーを皆に、そしてクリーンに」



目標13、「気候変動に具体的対策を」

- ・継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当期末において363,975千米ドル（41,860百万円）の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上しており、これによる利益剰余金の減少から、借入金及び社債等に付されている財務制限条項に抵触しており、このことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。しかしながら、当社グループは当該状況を解消するため、主要金融機関に対して当社グループの状況を説明し、当期末において財務制限条項に抵触する借入金または社債等について、期限の利益喪失の請求権を行使しないことについての合意を得ており、以上から、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

6. 財産及び損益の状況

日本基準

(単位：百万円)

区 分	第 33 期 (2018年12月期)	第 34 期 (2019年12月期)	第 35 期 (2020年12月期)
受 注 高	253,651	635,832	320,787
売 上 高	221,909	332,644	309,925
経 常 利 益	28,779	294	△12,854
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失	21,891	△18,227	△13,076
1株当たり当期純利益又は損失	388円23銭	△323円47銭	△232円05銭
純 資 産	164,814	125,366	95,015
総 資 産	343,345	383,189	357,532

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

国際財務報告基準 (IFRS)

(単位：千ドル)

区 分	第 35 期 (2020年12月期)	第 36 期 (2021年12月期)
受 注 高	3,148,190	2,902,771
売 上 収 益	2,736,586	3,899,748
営 業 利 益	△138,321	△317,552
親会社の所有者に帰属する当期利益	△131,907	△363,975
基本的1株当たり当期利益又は損失	△2.34	△6.46
希薄化後1株当たり当期利益又は損失	△2.34	△6.46
資 本 合 計	867,849	554,759
資 産 合 計	3,176,928	3,425,542

(注) 1. 当社の連結業績は、当期の期末決算より従来の日本基準に替えて国際財務報告基準 (IFRS) を適用しております。そのため、前期の数値につきましてもIFRSに準拠して開示しております。

2. 基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

(i) 親会社との関係

株式会社三井E&Sホールディングスは、2020年12月31日において当社の議決権の総数の50.10%の割合の普通株式を保有しておりましたが、2021年11月25日付でその一部を売却いたしました。これにより、同社の保有する議決権の割合は49.10%となり、当社は同社の持分法適用関連会社となりました。また、当社の役員13名（取締役9名、監査役4名）のうち、取締役1名は同社の役職員が兼務しております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当なものであると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、手続は正当であると考えております。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC INTERNATIONAL, INC.	米ドル 5,629	100.0%	FPSO等の設計・建造・据付・販売及びオペレーション
SOFEC, INC.	米ドル 26,600	80.0	係留システムの設計・製作・販売
MODEC OFFSHORE PRODUCTION SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポールドル 802,570,100	100.0	エンジニアリングサービス・FPSO等の設計・建造・据付
MODEC MANAGEMENT SERVICES PTE. LTD.	米ドル 26,781,369	100.0	FPSO/FSOのオペレーション
MODEC SERVICOS DE PETROLEO DO BRASIL LTDA	ブラジルレアル 3,418,198,307	100.0	FPSO/FSOのオペレーション

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC VENTURE 10 B.V.	22,644,000 ^{ユーロ}	50.0 [%]	FPSOのチャーター
PRA-1 MV15 B.V.	19,584,627 ^{ユーロ}	40.6	FSOのチャーター
OPPORTUNITY MV18 B.V.	36,370,000 ^{ユーロ}	45.0	FPSOのチャーター
GAS OPPORTUNITY MV20 B.V.	38,678,800 ^{ユーロ}	50.0	FPSOのチャーター
TUPI PILOT MV22 B.V.	68,144,900 ^{ユーロ}	42.5	FPSOのチャーター
GUARA MV23 B.V.	124,050,000 ^{ユーロ}	34.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI SUL MV24 B.V.	163,172,304 ^{ユーロ}	29.4	FPSOのチャーター
T.E.N. GHANA MV25 B.V.	149,649,663 ^{ユーロ}	25.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI NORTE MV26 B.V.	175,026,035 ^{ユーロ}	29.4	FPSOのチャーター
CARIOCA MV27 B.V.	169,419,960 ^{ユーロ}	29.4	FPSOのチャーター
TARTARUGA MV29 B.V.	206,138,000 ^{米ドル}	29.4	FPSOのチャーター
SEPIA MV30 B.V.	208,526,000 ^{米ドル}	29.4	FPSOのチャーター

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

9. 重要な業務提携等の状況

提携先	所在国	内 容
三井物産株式会社	日 本	FPSO等に関する事業の共同推進

10. 主な事業の内容（2021年12月31日現在）

当社及び米国子会社であるMODEC INTERNATIONAL, INC.社は、海洋石油・ガス開発に利用する浮体式海洋石油・ガス生産設備であるFPSO、FSO及びTLPの設計・建造・据付並びに販売を主な事業としております。また、ユーザーの多様なニーズに対応するため、FPSO、FSOを受注する際に子会社又は関連会社を設立し、これらの子会社又は関連会社を通じてリース、チャーター及びオペレーションのサービスを提供しております。

11. 主な事業拠点等（2021年12月31日現在）

当社本社（東京都中央区）

海外子会社：MODEC INTERNATIONAL, INC.（米国）

12. 従業員の状況（2021年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
5,173名（687名）	392名増（8名増）

- (注) 1. 当社グループは事業の種類別セグメントを記載しておらず、事業部門等に関連付けて記載することが困難なため、連結会社の合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員をもって表示しており、正社員・嘱託・受入出向者等の人数であります。
3. 派遣社員等の臨時社員の人数を（ ）にて外数で表示しております。臨時社員とは、一時的な雇用関係にある社員であります。
4. FPSOのオペレーションプロジェクトの増加等の理由により、従業員数が前期末と比べて392名増加しております。

13. 主要な借入先（2021年12月31日現在）

(単位：千米ドル)

借 入 先	借 入 金 額
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	96,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	69,574
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	18,500
株 式 会 社 新 生 銀 行	15,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,300

II 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

1. 発行株式の総数 56,407,031株(自己株式969株を除く。)
2. 株 主 数 13,795名
3. 大 株 主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 三 井 E & S ホ ー ル デ ィ ン グ ス	27,697,000	49.10
三 井 物 産 株 式 会 社	8,387,300	14.87
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,674,000	4.74
ジ ー ピ ー モ ル ガ ン チ ェ ー ス バ ン ク 3 8 5 6 3 2	1,926,728	3.42
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	911,031	1.62
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDE RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	862,500	1.53
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	424,291	0.75
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	374,900	0.66
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 7	318,300	0.56
ク リ ア ス ト リ ー ム バ ン キ ン グ エ ス エ ー	317,800	0.56

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(969株)を控除して計算しております。
2. 当該自己株式は、「役員向け株式報酬制度」による信託口が所有する当社株式を含めておりません。

4. その他株式に関する重要な事項

（役員向け株式報酬制度）

2018年第32回定時株主総会において、取締役（非業務執行取締役を除く。以下同じ。）の報酬について、株式交付信託制度の導入を決議し、2018年5月より導入しております。本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、2019年2月の取締役会で、本制度の対象者に執行役員を追加することを決議しております。

(1) 取引の概要

当社が金銭を信託して設定した信託において取得した当社普通株式（以下、「当社株式」といいます）を、当社取締役会が定めた株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、取締役及び執行役員に交付する株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

2021年12月31日現在において、信託に残存する当社株式数は44,131株であります。

(3) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

取締役1名に対し、当社普通株式3,330株を交付しました。

5. 新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 森 健	
取 締 役	澤 田 実	CPO（Chief Procurement Officer）、経営企画部、調達部、ベストプラクティス推進部、及びITグループ担当
取 締 役	高 橋 岳 之	株式会社三井E&Sホールディングス取締役・人事総務部長、成長事業推進室長
取 締 役	中 井 一 雅	三井物産株式会社執行役員プロジェクト本部長
取 締 役	相 京 重 信	橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役、ニチコン株式会社社外取締役、スターツコーポレーション株式会社社外監査役
取 締 役	野 田 弘 子	プロビティコンサルティング株式会社 代表取締役、野田公認会計士事務所代表 公認会計士、岡部株式会社社外取締役（監査等委員）、エステー株式会社社外取締役（監査委員）
取 締 役	白 石 和 子	SCSK株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	西 海 和 久	株式会社ブリヂストン エクスターナル・アドバイザー
取 締 役	小 林 雅 人	シティユーワ法律事務所パートナー 弁護士、株式会社イーブックイニシアティブジャパン社外取締役
常 勤 監 査 役	相 京 勝 則	
監 査 役	加 藤 順 弘	加藤順弘税理士事務所所長 税理士
監 査 役	藤 田 利 彦	辻・本郷税理士法人理事
監 査 役	安 間 匡 明	PwCサステナビリティ合同会社執行役員

- (注) 1. 取締役 高橋岳之、中井一雅、相京重信、野田弘子、白石和子、西海和久及び小林雅人の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 加藤順弘、藤田利彦及び安間匡明の各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 加藤順弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 2021年3月23日開催の第35回定時株主総会における異動は次のとおりであります。
 (1) 高橋岳之氏及び小林雅人氏が取締役役に就任いたしました。
 (2) 取締役 田口昭一、名取勝也の両氏及び、監査役 世戸健司、井上和美の両氏は、任期満了により退任いたしました。
 5. 当社は、取締役 相京重信、野田弘子、白石和子、西海和久、小林雅人の各氏、及び監査役 加藤順弘、藤田利彦、安間匡明の各氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
 6. 取締役 香西勇治氏は2021年4月5日辞任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

取締役	10名	154百万円 (内、業績連動金銭報酬 なし、株式報酬 12百万円)
監査役	6名	56百万円 (内、業績連動金銭報酬及び株式報酬 なし)
内、社外役員	12名	70百万円 (社外取締役 7名、社外監査役 5名)

- (注) 1. 2019年3月20日開催の第33回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額400百万円以内 (内、社外取締役の報酬については年額65百万円以内)、2016年3月24日開催の第30回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額70百万円以内と決議いただいております。第33回定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は11名 (内、社外取締役は6名)、第30回定時株主総会終結時点の対象となる監査役の員数は4名です。
2. なお、上記取締役及び監査役の人数には、当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおります。
3. 2018年3月23日開催の第32回定時株主総会において、当社が金銭を拠出することにより設定する信託 (以下、「本信託」) が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される株式報酬制度の導入を決議いただいております。第32回定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は4名です。取締役の報酬額には、取締役向け株式報酬制度の当事業年度の費用計上が含まれております。

(2) 報酬等の決定に関する方針

当社は2020年12月17日開催の取締役会において報酬等の決定に関する方針を決議しております。

また、独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役及び監査役の報酬等について、透明性、客観性を確保し、公正かつ適正に決定しております。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容の決定において、指名・報酬委員会にて決定方針との整合性等を確認しており、取締役会もその答申を尊重していることから、上記報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

決定に関する方針の内容は以下のとおりです。

(i) 役員等報酬の基本方針

当社の役員等の報酬制度は、株主等のステークホルダーに提供する価値の最大化に向け、以下の基本方針に基づいて設定しております。

- ・中長期的な企業価値向上と当社の経営計画の実現を促すために、全社業績や個人の成果に応じた適切なインセンティブとして機能するように設計する。
- ・それぞれの役員等が担う役割、責任、成果を反映することにより、職責に応じた職務遂行を促す。
- ・役員報酬に係る規制やガイドライン等を遵守しながら、市場に存在する優秀な人材を引き付けることを可能とする、競争力のある水準に設定する。
- ・適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経営環境等を踏まえ適時見直す。

(ii) 報酬の仕組み

当社の役員等の報酬は、固定報酬である「基本報酬」、及び業績連動報酬である「賞与」「株式報酬」により構成されております。

各役員等の総報酬に占める各報酬の比率は、業績目標達成に向けた適切なインセンティブとなるよう、外部専門機関による役員報酬調査データの水準や経営者報酬ガイドラインを参考にしており、全社業績が標準の場合、固定報酬と業績連動報酬の比率が6:4となるように設計しております。

「基本報酬」は、各役員等の役割、責任に応じた対価とし、職責に応じた職務遂行を促すことを目的とした報酬としており、役員等各人の役位に応じて報酬額を決定しております。

「賞与」は、単年度の全社業績への対価とし、業績達成に向けたインセンティブとして機能すること、及び株主との利益共有化を図ることを目的とした報酬としております。賞与は、業績との関連を明確にするとともに、株主の皆様への利益に対する貢献を意識付けるため、業績連動指標として連結純利益 (親会社株主に帰属する当期純利益、又は親会社の所有者に帰属する当期利益) の予算達成度と利益水準に、配当実績を加味し、金額を決定します。当事業年度を含む連結純利益の推移は、前掲「連結業績の状況」をご参照ください。なお、2021年12月期の年間配当金総額は、中間配当金のみの1株当たり15.00円を予定しております (前年同期実績は1株当たり45.00円)。

「株式報酬」は、役員等の報酬と当社の株式価値との連動をより明確にし、役員等が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした報酬としております。

なお、社外取締役及び監査役の報酬については、経営に対する独立性の確保の観点から、業績等に左右されない報酬体系として、固定報酬である「基本報酬」のみを採用しております。

(iii) 役員報酬等決定のプロセス

取締役会は、指名・報酬委員会からの提言を踏まえ、役員報酬の決定に関する方針について審議、決定しております。

(iv) 代表取締役社長への委任

当社は、決定に関する方針に従い、取締役会の決議に基づき代表取締役社長 金森 健に各役員等の報酬額の具体的な内容の決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるように、当該内容の決定は指名・報酬委員会からの答申に従うものと決定に関する方針に規定しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は現行定款において、社外取締役及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である高橋岳之氏、中井一雅氏、相京重信氏、野田弘子氏、白石和子氏、西海和久氏及び小林雅人氏、並びに常勤監査役である相京勝則氏、社外監査役である加藤順弘氏、藤田利彦氏及び安間匡明氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その内容は次のとおりであります。

社外取締役、非業務執行取締役又は監査役としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員、並びに当社及び子会社の管理職を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。但し、法令違反を認識して行った行為に起因した損害賠償は対象外であるなど一定の免責事由があります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「Ⅲ会社役員に関する事項 1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、社外役員の重要な兼職先と当社との間における特筆すべき関係は、以下のとおりです。

取締役 高橋岳之氏は、株式会社三井E & Sホールディングスの取締役であり、当社は同社の持分法適用会社となります。

取締役 中井一雅氏は、三井物産株式会社の執行役員であり、同社は当社の株式を保有しております。

他の社外役員については、いずれもその重要な兼職先と当社との間における特筆すべき関係はありません。

(2) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 高橋 岳之	[取締役会] 15回中15回	株式会社三井E&Sホールディングスにおける豊富な経験及び高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 中井 一雅	[取締役会] 19回中19回	大手総合商社における豊富な経験及び高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 相京 重信 (指名・報酬委員会 委員長)	[取締役会] 19回中19回 [指名・報酬委員会] 9回中9回	大手金融機関及び他社社外役員としての豊富な経験及び高い見識に基づき、金融及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 野田 弘子 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 19回中18回 [指名・報酬委員会] 9回中9回	公認会計士としての専門的な知見及び他社社外役員としての豊富な経験に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 白石 和子 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 19回中19回 [指名・報酬委員会] 9回中9回	官公庁で培った国際情勢に関する幅広い見識及び豊富な経験に基づき、国際的な視点から、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 西海 和久 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 19回中19回 [指名・報酬委員会] 9回中9回	大手製造業における経営者としての豊富な経験及び高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 小林 雅人 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 15回中15回 [指名・報酬委員会] 5回中5回	弁護士としての専門的な知見及び豊富な経験に基づき、専門的見地から、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
監査役 加藤 順弘	[取締役会] 19回中19回 [監査役会] 14回中14回	税理士としての豊富な経験及び税務会計の研究者としての高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。
監査役 藤田 利彦	[取締役会] 15回中15回 [監査役会] 10回中10回	官公庁における豊富な経験及び税務の専門的な知見に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。
監査役 安間 匡明	[取締役会] 15回中15回 [監査役会] 10回中10回	政府系金融機関における国内外の金融に関する豊富な経験及び高い見識から、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。

- (注) 1. 指名・報酬委員会は、独立社外取締役である上記5氏に、代表取締役社長 金森 健を加えた6名により構成されています。
2. 2021年11月25日付で、当社は株式会社三井E&Sホールディングスの持分法適用会社となり、取締役 高橋岳之氏は社外取締役となっております。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額 | 150百万円 |
| (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の利益の合計額 | 156百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項・第2項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容
当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）移行等に係る助言業務を委託し対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制等の整備について、当社取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社グループ並びにその取締役、執行役員、従業員その他当社グループの業務に従事するすべての者に共通の行動規範として「Code of Business Conduct and Ethics（企業倫理・行動規範）」を制定する。
 - ②その徹底をはかるため、取締役会直属の組織として、弁護士をメンバーに含むグループ・コンプライアンス委員会を設置する。グループ・コンプライアンス委員会は、定期的に委員会を開催して、当社グループにおける法令・定款等の遵守状況をモニタリングするとともに、当社グループの全ての役職員を対象とする研修会の開催等、当社グループ内におけるコンプライアンス意識の啓発活動及びコンプライアンスに関わる事項の徹底にあたる。
 - ③法令違反その他のコンプライアンス違反行為の早期発見と是正を目的として内部通報規程（Compliance & Ethics Reporting Policy）を定め、当社グループ共通の内部通報システムとして、第三者機関を窓口とする“MODEC Ethics Hotline”を設け、その適切な運用を行うとともに、研修等を通じてその利用を促進する。
 - ④財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努める。
 - ⑤内部監査部門は定期的に当社グループの法令・定款等の遵守状況を監査し、その結果を取締役社長に報告

- するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社の取締役の職務執行に関する情報は、「文書管理規程」「企業機密事項管理規程」等の規程に従って保存し、管理する。監査役は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できる。
 - ② 文書の主管部署は、「業務分掌規程」の定める業務分掌によるものとし、保存の方法及び期間は「文書管理規程」の定めるところに従う。
 - (3) 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループの業務執行に関わるリスクについては、リスクの内容並びに管理手続を定めた「リスクマネジメント規程」、「エンタープライズリスクマネジメント規程」及び業務関係諸規程に基づいて管理を行う。なお各業務執行の責任者については「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に定める。
 - ② 当社グループの横断的なリスクの把握と管理については、業務を統括する主要な執行役員によって構成する経営会議において、重要な事項の審議、及び業務執行状況並びにその結果の報告を行うことにより、徹底をはかる。
 - ③ 内部監査部門は、定期的に当社グループにおけるリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。
 - (4) 当社の取締役の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、業務の執行が迅速かつ適切に行われる体制を確保するために執行役員制を採用し、業務の執行に関わる権限を取締役会により選任された執行役員に委譲し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化をはかり、その業務執行責任を明確にする。また、当社グループの業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」によって各業務の担当部署並びに決裁権限者を明確にし、組織的かつ能率的な運営をはかる。
 - ② 当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、毎月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して決議する。また、重要事項については取締役社長が指名し、取締役会が承認した執行役員を構成員とする経営会議を原則毎月2回開催して審議及び決定する。
 - (5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 当社の子会社が重要な事項を決定する際には、「関係会社管理規程」に従って、当社の関係部門と事前協議を行う。
 - ② 当社の主管部門又は所管部門は、必要に応じて子会社に書類の提出を求め、子会社の経営内容の把握並びに検討を行う。
 - (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項
 - ① 当社の監査役からの要請がある場合には、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議のうえ、その職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を配置する。
 - ② 内部監査部門は監査役との協議により、監査役の要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告できるものとする。
 - (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、その指示に関して取締役の指揮・命令を受けないこととする。
 - (8) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役の意見を反映して決定する。
 - (9) 当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制
 - ① 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実について報告を行う。

- ②監査役は、必要に応じて当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (10) 当社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「Code of Business Conduct and Ethics（企業倫理・行動規範）」により、監査役及び“MODEC Ethics Hotline”を通じて報告を行った者に対する報復措置を禁止する。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
年度予算において、監査役職務の執行に要する費用を確保する。
- (12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役に対して、当社の取締役、執行役員及び使用人からの報告を聴取する機会を与えるとともに、定期的に取締役社長、監査法人との会合を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

- ① チーフ・コンプライアンス・オフィサーが議長となり、当社取締役1名及び主要拠点の長で構成されるグループ・コンプライアンス委員会において、「Code of Business Conduct and Ethics（企業倫理・行動規範）」を含む法令・定款等の遵守状況の監督を行いました。
- ② 外部通報窓口については、コンプライアンス研修を含めた様々な研修・会議を通じて当社グループ全役職員への周知を図り、通報があった事案に対しては的確に対応を行っております。また、対応マニュアルを作成し、事案対応の一貫性、公正性そして迅速性の一層の向上を図っております。
- ③ コンプライアンス研修として、当社グループ役員に対し、「汚職防止」、「企業倫理・行動規範」に関するe-ラーニング研修を実施したほか、世界各地域の特性を考慮した地域別の研修を実施しました。また、各拠点への巡回による実地タウンホールミーティングに替えて、オンラインでの代表取締役及びチーフ・コンプライアンス・オフィサーによる講演及び質疑応答を実施しました。
- ④ コンプライアンス体制強化のための主要拠点のコンプライアンス担当者による集合研修は、移動制限のためオンラインで11月9日、10日、11日、17日、18日の合計5日間（各日2時間程度）、集中的に実施しました。
- ⑤ 10月4日から10月8日にかけて6年目となる「グローバル・コンプライアンス・ウィーク」を主要各国で同時開催し、当社代表取締役、主要拠点の経営陣及びチーフ・コンプライアンス・オフィサーからのメッセージを全役職員に向けて発信するとともに、様々な啓発活動を通じてコンプライアンス意識の強化を図りました。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制評価の実施計画に基づき、当社及び重要な子会社に対して内部統制評価を実施し、有効と判断しております。評価結果を踏まえた上で、内部統制の更なる改善、信頼性向上に努めております。

(2) 業務及び職務執行の適正及び効率性の確保

- ① 当社は業務の執行に関わる権限を執行役員に委譲しております。重要案件は関連規程に基づいて取締役会への上程前に経営会議に付議し、十分な議論を行うことで、取締役の業務執行の効率化をはかっております。
- ② 当期において、当社は取締役会を12回、臨時取締役会を7回、経営会議を27回それぞれ開催し、重要事項について十分な議論を行いました。これらの会議の開催に当たっては開催前の検討時間確保のため、議案と関連資料の事前配布を徹底しております。なお、取締役会は社外取締役7名を含む取締役9名で構成され、監査役も出席しております。また、経営会議には常勤監査役が出席しております。

- ③取締役会、経営会議、業務及び職務執行に係る重要な会議などにおいて、各子会社の業務を担当する責任者が当社の取締役、執行役員に対し事業の概況報告を行っております。また、子会社における業務執行上の重要事項の決定に当たっては、関連規程に基づき子会社と当社関係部門による十分な事前協議を経た上で対応しております。
- ④当期に開催された取締役会、臨時取締役会、及び経営会議の議事録並びに関連文書は、関連規程に基づき、セキュリティが確保された場所で永久保存文書として管理されております。

(3) リスク管理

リスクの内容と重要性に基づいて業務関係諸規程を整備し、リスクを伴う重要な業務の執行に当たってはこれらに従って取締役社長もしくは担当執行役員への稟議、取締役会及び経営会議への付議を適切に行っております。業務の状況については、取締役会及び経営会議において、担当執行役員が事業の概況を報告し、その中で各業務執行に関わるリスクの状況の確認とリスク管理の徹底をはかっております。これに加え、当社グループの企業価値向上と持続的成長を支えるべく、経営に関わるリスクの特定・評価・対策実行・監督を行う「エンタープライズ・リスクマネジメントシステム」を、執行役員がリードするタスクチームを中心に運営しております。

(4) 監査役監査の実効性の確保

- ①当社グループの取締役、執行役員等は当社の取締役会、経営会議等を通じ、監査役会へ業務上重要な事項についての報告、情報共有を行っております。
- ②常勤監査役は取締役会のほか、経営会議などの業務執行に関する重要な会議にも出席し、取締役、執行役員と常時意見交換できる体制となっております。監査役会は常勤監査役を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実などについて報告を受けております。
- ③監査役会は半期ごとに監査役会監査報告を作成、取締役社長へ送付し、これに基づいて監査指摘事項に対する取締役社長及び経営陣の見解を聴取するとともに、書面で指摘事項への回答を受領しております。なお、監査役会は常勤監査役1名、社外監査役3名で構成されております。
- ④監査役会は、会社計算規則に基づく監査法人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算ごとの監査報告などを通じて、監査法人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査役会は常勤監査役を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、取締役社長との面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上をはかっております。
- ⑤必要に応じて、総務部員及び内部監査部員が監査役の指示に基づいて職務を補助しております。なお、補助使用人は監査役の職務補助に当たり、取締役の指揮・命令は受けておりません。
- ⑥監査役の職務に要する費用は、年度予算に基づき監査役の請求に従い速やかに処理されております。

(5) 内部監査

内部監査部門は、年度計画を策定し取締役社長承認を経て、同計画に基づく当社グループの重要な部門及び海外拠点の法令等遵守状況、並びに内部統制の状況についてリスクベースの監査を行い、その結果を取締役社長に報告するとともに、必要に応じて改善提言を行っております。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書 (2021年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千米ドル		千米ドル
資 産	3,425,542	負 債	2,870,782
流動資産合計	2,060,740	流動負債合計	2,664,758
現金及び現金同等物	810,131	営業債務及びその他の債務	1,356,472
営業債権及びその他の債権	379,394	契 約 負 債	405,807
契 約 資 産	704,730	社 債 及 び 借 入 金	426,867
貸 付 金	14,176	未 払 法 人 所 得 税	40,564
その他の金融資産	14,171	引 当 金	237,013
その他の流動資産	138,134	その他の金融負債	94,549
非流動資産合計	1,364,801	その他の流動負債	103,483
有形固定資産	51,366	非流動負債合計	206,024
無形資産	80,845	借 入 金	55
持分法で会計処理されている投資	739,046	繰 延 税 金 負 債	8
貸 付 金	398,562	確 定 給 付 負 債	54,693
その他の金融資産	13,278	引 当 金	80,597
繰 延 税 金 資 産	54,941	その他の金融負債	23,584
その他の非流動資産	26,760	その他の非流動負債	47,084
		資 本	554,759
		資 本 金	282,292
		資 本 剰 余 金	280,711
		利 益 剰 余 金	85,957
		自 己 株 式	△1,291
		その他の資本の構成要素	△115,129
		親会社の所有者に帰属する持分合計	532,541
		非 支 配 持 分	22,218
資 産 合 計	3,425,542	負 債 及 び 資 本 合 計	3,425,542

科 目	金 額
	千米ドル
売 上 収 益	3,899,748
売 上 原 価	△4,125,283
売 上 総 利 益 (△ 損 失)	△225,534
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△145,963
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	29,309
そ の 他 の 収 益	24,680
そ の 他 の 費 用	△44
営 業 利 益 (△ 損 失)	△317,552
金 融 収 益	55,438
金 融 費 用	△82,185
税 引 前 利 益 (△ 損 失)	△344,300
法 人 所 得 税 費 用	15,620
当 期 利 益 (△ 損 失)	△359,920
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	△363,975
非 支 配 持 分	4,055
当 期 利 益 (△ 損 失)	△359,920
1 株 当 たり 当 期 利 益	
基本的 1 株 当 たり 当 期 利 益 (△ 損 失) (米ドル)	△6.46
希 薄 化 後 1 株 当 たり 当 期 利 益 (△ 損 失) (米ドル)	△6.46

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	263,987	(負 債 の 部)	247,597
流 動 資 産	165,871	流 動 負 債	199,971
現 金 及 び 預 金	52,749	買 掛 金	94,422
売 掛 金	18,579	1年内返済予定の長期借入金	3,412
契 約 資 産	74,024	リ ー ス 債 務	22
仕 掛 工 事	161	未 払 金	1,359
前 渡 金	16,543	未 払 費 用	245
前 払 費 用	962	未 払 法 人 税 等	87
短 期 貸 付 金	9,959	契 約 負 債	24,672
未 収 収 益	1,319	預 り 金	167
そ の 他 流 動 資 産	2,273	C M S 預 り 金	69,829
貸 倒 引 当 金	△10,702	賞 与 引 当 金	71
固 定 資 産	98,115	受 注 損 失 引 当 金	5,614
有 形 固 定 資 産	101	そ の 他 流 動 負 債	66
建 物 (純 額)	53	固 定 負 債	47,625
工 具 器 具 備 品 (純 額)	8	社 債	25,877
リ ー ス 資 産 (純 額)	38	長 期 借 入 金	19,833
無 形 固 定 資 産	2,453	リ ー ス 債 務	20
ソ フ ト ウ ェ ア	22	退 職 給 付 引 当 金	877
そ の 他 無 形 固 定 資 産	2,430	そ の 他 の 引 当 金	79
投 資 そ の 他 の 資 産	95,561	繰 延 税 金 負 債	937
投 資 有 価 証 券	0	(純 資 産 の 部)	16,389
関 係 会 社 株 式	89,175	株 主 資 本	16,398
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	4,692	資 本 金	30,122
そ の 他 投 資	1,693	資 本 剰 余 金	30,852
		資 本 準 備 金	30,852
		利 益 剰 余 金	△44,435
		利 益 準 備 金	68
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△44,504
		繰 越 利 益 剰 余 金	△44,504
		自 己 株 式	△140
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△9
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△9
資 産 合 計	263,987	負 債 及 び 純 資 産 合 計	263,987

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)



科 目	金 額	百 万 円
売 上 高		358,045
売 上 原 価		355,771
売 上 総 利 益		2,273
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,808
営 業 損 失		△5,535
営 業 外 収 益		
受 取 保 証 料	473	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	4,665	
そ の 他	10	5,149
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	566	
為 替 差 損	2,192	
そ の 他	907	3,666
経 常 損 失		△4,052
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 交 換 差 損	5,603	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	48,422	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,669	62,695
税 引 前 当 期 純 損 失		△66,747
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△57
法 人 税 等 調 整 額		930
当 期 純 損 失		△67,621

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

三井海洋開発株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 真
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 文 隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、三井海洋開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

三井海洋開発株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 真
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 文 隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

三井海洋開発株式会社	監査役会
常勤監査役	相 京 勝 則 ㊟
社外監査役	加 藤 順 弘 ㊟
社外監査役	藤 田 利 彦 ㊟
社外監査役	安 間 匡 明 ㊟

以 上

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月に開催
期末配当基準日	毎年12月31日
中間配当基準日 (中間配当を実施する場合)	毎年6月30日
公告方法	電子公告 (https://www.modec.com/jp/ir/index.html) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(お問い合わせ先) (郵便物郵送先)	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (証券代行事務センター) TEL：0120-782-031 (フリーダイヤル)
(インターネット) (ホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

三井海洋開発株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋二丁目3番10号

日本橋丸善東急ビル

TEL：03-5290-1200 (代表)

FAX：03-5290-1505

<https://www.modec.com/jp/>

株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会会場ご案内図

会場 | 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールA・B
TEL : 03-3275-2090



東京建物
日本橋ビル(2階)



交通のご案内

- 1 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 B9出口直結
- 2 東京メトロ半蔵門線「三越前」駅 B5出口より徒歩3分
- 3 JR線「東京」駅 日本橋口より徒歩5分
- 4 JR線「東京」駅 八重洲中央口より徒歩10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。